二宮町行政改革大綱

(平成22年度~平成26年度)

平成22年3月

二宮町

はじめに

世界的な経済不安、地球温暖化による環境問題など、我が国をとりまく社会環境は日々目まぐるしく変化しています。とりわけ少子高齢化の到来による人口の減少は年々深刻化の一途をたどり、特に地方の自治体では都市部への人口の流出がさらなる人口減少に拍車をかけています。

二宮町においても高齢化の進展は深刻な問題となっており、県内平均と比較しても高齢者の割合が高いことから、これまで以上に社会保障にかかる歳出の増大が見込まれ、町の財政を圧迫していくことが懸念されています。また、地方分権の進展に伴い地方自治体の自立的な行政運営が求められる現在、町の主力である町税の減少が見込まれており、そのような状況下においても、多様化・高度化する町民ニーズに対応していかなければならない状況にあります。

町ではこれまでにも、行政改革大綱の策定や、国の指針に基づく「集中改革プラン」の策定を行い、行政改革の推進に取り組んでまいりましたが、今日のような厳しい財政状況においても、教育や福祉など、町民に必要とされるサービスをさらに手厚くするとともに、将来の発展のための布石として先行的な投資が重要となります。そしてこれらを実現するための経費を確保するには、行政内部の再点検を行い、今以上に効果的で効率的な行政運営を行わなければなりません。

こうした町をとりまく状況を踏まえ、平成22年度から平成26年度までの5年間を期間とする新たな「二宮町行政改革大綱」をこの度策定いたしました。

この大綱では、町の総合的な指針である「にのみや総合長期プラン」の円滑な推進を図る上で、これを支える役目を果たすため、後述する5つの改革を柱としてかかげました。今後は、この大綱をもとに「二宮町らしさ」という個性あふれる町を目指し、町民のご理解、ご協力を得て将来を見据えた行政運営を行ってまいります。

二宮町は小さな自治体ではありますが、小さな町だからこそできる「すみずみまで気配りの行きとどいたまちづくり」を目指し、職員一人ひとりが改革の意義を認識して一丸となり取り組んでまいります。

平成 22 年 3 月

二宮町長 坂本孝也

目 次

Ι		改	革の必	必要性	Ė•••	• • •	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• •	• • •	• • •	• •	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• 1
	1		これま	での	取網	組み	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• •	• • •	• • •	• •	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• • •	1
	2	,	町をと	りま	くさ	社会	環均	竟と	:そ	の	課題	ॉ ••	• •	• • •	• • •	• •	• •		• •	• •	• •	• •	• •	• •	• • •	2
	3		新たな	改革	نرの	必要	性・	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• •	• • •	• • •	• •	• •		• •	• •	• •	• •	• •	• •	• • •	2
П		大	綱の基	本的	うなき	考え	方·	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• •	• • •	• • •	• •	• •		• •	• •	• •	• •	• •	• •	• • •	3
	1		取組み	の視	i点·	• • • •	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• •	• • •	• • •	• •	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• • •	. 3
	2	,	改革の	5 ′	のオ	主••	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• •	• • •	• • •	• •	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	. 3
	3		取組み																							
Ш	•	改	革の具	人体的	jなI	取組	み	事項	[••	• • •	• • •	• • •	• •	• • •	• • •	• •	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• • •	4
	1		効率的	が即	「施詞	没の	運泊	鸴•	• • •	• • •	• • •	• • •	• •	• • •	• • •	• •	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• • •	4
	2	,	公的サ	Ł	゛ス・	〜 の	多村	策な	t担	[V\3	手の)参	画	足近	生・・	• •	• •		• •	• •	• •	• •	• •	• •	• • •	5
	3		事業の)再編	i • §	整理	, J	廃止	•	統	合・	• • •	• •	• • •	• • •	• •	• •		• •	• •	• •	• •	• •	• •	• • •	5
	4		財政基																							
	5		人材育	成の	推ì	進・・	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• •	• • •	• • •	• •	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	7
IV	,	進	行管理	!···	• • • •	• • • •	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• •	• • •	• • •	• •	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• • •	8
V	•	_	宮町行	i 政改	な革	大綱	のは	本系	图				• •	• • •	• • •	• •	• •		• •	• •		• •	• •	• •	• • •	9

I 改革の必要性

1 これまでの取組み

二宮町ではこれまで昭和62年に第1次、平成8年に第2次行政改革大綱を策定し、その推進を図るとともに、平成18年には国から示された指針に基づく集中改革プランを策定して行政改革に取り組んでまいりました。

〇 第1次行政改革大綱

期 間:昭和62年度~

主な内容:・事務事業の見直し

・民間委託・OA化等事務改革の推進

・組織・機構の簡素合理化

事務能率向上運動の推進

・補助金及び報償費の統廃合

・長期財政計画による公共施設整備の推進

〇 第2次行政改革大綱

期 間:平成8年度~

主な内容:・事務事業の見直し

・時代に即応した組織・機構の見直し

・定員管理及び給与の適正化の推進

・効率的な行政運営と職員能力開発等の推進

・行政の情報化の推進による行政サービスの向上

会館等公共施設の設置及び管理運営

〇 集中改革プラン

期 間:平成18年度~平成21年度

主な内容:・事務事業の再編・整理、廃止・統合

・民間委託等の推進(公の施設)

・民間委託等の推進(公の施設以外の施設、その他事務)

・ 定員管理の適正化

・手当の総点検をはじめとする給与の適正化

・第三セクターの見直し

経費節減等の財政効果

・地方公営企業 (下水道事業)

2 町をとりまく社会環境とその課題

人口の減少や経済の低迷など、町行政をとりまく社会環境はますます厳しい状況にある一方で、地方分権の進展、町民ニーズの多様化・高度化などにより、様々な状況に迅速かつ的確に対応できる行政運営が求められています。

町をとりまく社会環境、背景

- ○都市部への人口流出や少子化による人口の減少、特に生産年齢人口の減少
- ○高齢化の進展
- ○景気の失速による経済の低迷
- ○刻々と変化する社会環境
- ○地方分権の更なる進展
- ○町民ニーズの多様化・高度化
- ○公的サービスの担い手の拡大(NPOやボランティアなどの行政への参画 意識の高まり、団塊の世代を含む高齢者の増大など)

今後予想される町への影響

- ○さらなる人口減少や高齢化の進展による自主財源(主に町民税)の減少
- ○高齢化の進展による社会保障や医療にかかる経費の増大
- ○中長期的に続く大規模な工事や用地の購入にかかる投資的な経費の増大
- ○過去に建設してきた町有施設の維持管理や補修にかかる経費の増大

「効率の良い行政運営により、逼迫する財政状況を少しでも好転させ、町民へ のサービスを維持または向上させていくこと」が今後の大きな課題となる。

3 新たな改革の必要性

, 「行政改革」は「にのみや総合長期プラン」と並び行政運営の両輪であり、総合長期プランの実現をバックアップするものと考えます。

現在のような厳しい状況を背景に、今後の課題に対応し、「二宮町らしさ」という個性を失わない自立した存在感のある町をつくっていくためには、手法の一つとして「行政改革」を行い、行政の内部を再点検し、少ない経費でも効率良く、効果的で質の高い行政運営を行うことのできる体制の整備を、より一層進めていく必要があります。

Ⅱ 大綱の基本的な考え方

1 取組みの視点

町では、今日の厳しい状況下においても町の総合的な指針である「にのみや総合長期プラン」及び次期総合計画の実現を柱に、増大する行政需要や新たな課題への対応、行政運営の改善について、その重要性を踏まえた上で、取り組むべき改革の方向を示した「二宮町行政改革大綱」を新たに策定しました。

この大綱に基づく改革の推進にあたっては、特に次の二つの事項に視点を置き、積極的に取り組んでまいります。

- 1 民の力を活用した行政施策の推進
- 2 経営感覚豊かな行政運営の推進

2 改革の5つの柱

この大綱では、これまでの町をとりまく社会環境、課題などを踏まえた上で、行政改革に関する取組みの方向を次の5つの柱として整理しました。

- 1 効率的な町施設の運営
- 2 公的サービスへの多様な担い手の参画促進
- 3 事業の再編・整理、廃止・統合
- 4 財政基盤の強化
- 5 人材育成の推進

3 取組みの期間

平成22年度から平成26年度の5年間とします。

Ⅲ 改革の具体的な取組み事項

1 効率的な町施設の運営

多様な担い手の活用や財政基盤を強化することで、今後も必要となる施設については継続して維持していくものの、施設運営の状況を十分に調査し、そのあり方を整理することによって効率的に町施設を運営します。

(1) 施設の効率的な運営方法の導入

- ・ 今後も維持する施設については、その管理方法について、これまでの 検討結果も踏まえた上で、費用対効果を含めた直営による運営との総合 的な比較検討を行い、「指定管理者導入の再検討」、「民間事業者への業 務委託」などについて可能性を調査し、可能な施設は実行に移します。
- ・ 現状の施設を有効に活用して稼働率を上げることで、効率的な施設運営を行います。
- ・ これまでの維持管理の内容を精査することで、維持管理経費の抑制を 進めるとともに、環境に配慮した設備の導入などの財政負担軽減策につ いて検討を行います。

(2) 運営に充てる財源の確保

- ・ 受益者負担の原則にのっとり、公平性のある適正な施設使用料の徴収 を行うとともに、サービスにかかる経費を明確に示すなど、町民の理解 が得られるように情報発信を行います。
- ・ 設備の充実などにより施設の価値を高めるとともに、付加価値の創出 について研究を行い、それに見合った使用料の徴収を行います。
- ・ 広告料など、施設を活用した収入について研究を行い、新たな財源を 確保します。

(3) 施設の集約化

・ 運営方法の見直しなどにより維持する施設がある一方で、地域の集会 施設など、対応が必要な施設については、その目的や利用実態を把握し、 充分考慮した上で、民間事業者や地域組織への移管、中長期的には統廃 合も視野に入れた検討を行い、集約化に向けた整理を行います。

2 公的サービスへの多様な担い手の参画促進

町民へのよりよいサービスの提供や、新たな課題へ迅速に対応できる体制づくりなどを目指し、「行政が行うこと」と「民間が行うこと」といった「行政」、「町民」、「事業者」の役割分担を再確認することで、可能な業務について民間事業者へ委託するなど、民間の活力を活かします。

(1) 民間事業者等への委託 (施設管理を除く)

・ 町が行っている事業(サービス)を検証し、サービスの向上やコスト 削減に結びつくものついては、費用のみに捉われてサービスレベルが低 下しないように配慮しつつ民間委託を行います。また、委託後も取り組 みの状況を随時確認できる体制整備を行います。

(2) NPO、町民ボランティア等の参画促進

- ・ 多様化・高度化する町民ニーズにきめ細やかに対応するため、NPO や町民ボランティアと連携して取組みを行うとともにその育成を行いま す。
- ・ 団塊世代を含む高齢者のボランティア力を最大限に活かすため、積極 的な参画促進を図るとともに、ボランティア活動の支援や活動のコーディネートなどを行います。
- ・ 行政と町民相互の役割分担について見直しを行い、町で行っている地域に密着した取組みで可能なものについては地域への委託を行います。

(3)産・学・公による連携体制の構築

- ・ 企業や大学との連携体制を構築し、大学の専門性や企業の社会貢献を 活かした効果的、効率的な事業を行います。
- 町事業への学生ボランティアの参画を促進します。

3 事業の再編・整理、廃止・統合

施設管理を除き、経常的に行われている事業などについて、すでに目的を達成した事業や一定期間行っても成果の見えない事業、手法の見直しや統合により一層の効果が期待できる事業などの整理を行い、限られた財源を効果的に配分して成果を重視したメリハリのある事業を展開します。

(1) 経常的に行われている事業の見直し

・ 長年に渡り継続的に行われている事業については、その目的や達成状況を改めて確認し、成果が明らかでなく必要性が薄れているものについては見直します。

・ 事業の見直しにあたっては、町民がどのようなサービスを必要としているか、サービスの内容に着目し、部署同士が連携した横断的な視点からの見直しも行います。

(2) イベント的事業の見直し

・ 長年に渡り継続して行われているイベント的な事業についても、経常 的に行われている事業と同様に見直しを行います。

4 財政基盤の強化

自立的で持続可能な財政基盤づくりを進めるため、自主財源をはじめとする、あらゆる面からの財源確保や、聖域を設けないあらゆる経費の削減を行います。

また、限られた財源で効果的に施策・事業を展開できるような仕組みづくりを行います。

(1)歳入の確保

- ・ 納税相談の充実や収納体制の強化など、滞納対策を強化して町税の確保に努めるとともに、基盤整備の充実を図り納税世代を誘致するなど、 生産年齢人口の増加を促進します。
- ・ 受益者負担の原則にのっとり、現行の減免規定を見直すとともに、負担額を定期的に見直すなどして、適正で公平な利用者負担を行います。
- ・ 町有地の整理や有料広告の活用などを通じ、新たな自主財源を確保します。

(2) 経費の削減

- ・ 経常的な経費となっている消耗品費や光熱水費、管理にかかる委託料、 人的な措置にかかる経費などについて削減するとともに、起債における 債務を削減していくことについても研究を行います。また、特別会計に ついては繰出金を含め、独立採算性を念頭においた経理事務を行います。
- ・ 人件費の抑制を図る観点から、これまでに引続き、職員の定員管理を 行います。
- ・ NPOやボランティア、各種団体など、活動支援のための補助金については、必要性を精査するとともに、平成16年度に示した各種団体等における補助金のあり方を踏まえ、活動の状況や内容に応じ、時代に則した補助金となるよう見直しを行います。
- その他、事業等の対象や手法を見直すことで、経費を削減します。

(3) 効率的な運営のための仕組みの充実

- ・ 行政評価の手法により、一定の尺度から施策・事業を評価することで、 施策や事業の優先付けを行うとともに、限られた財源を有効で効果的に 活用できるように仕組みの充実を行います。
- ・ 限られた人材、財源の中でも、周辺市町との広域連携により効率的に 取組みを行うことができるように連携を強化します。
- ・ 定年を迎えた団塊の世代を含む高齢者など、豊かな知識や経験を持った人材を確保します。

5 人材育成の推進

行政改革を実行し限りある行政資源を最大限に活かし、多様化・高度化する町民サービスに対応しながら行政運営を行うには、なによりもそれに取組む職員の資質と意識の向上が重要です。職員一人ひとりが自ら改革に向き合う強い姿勢を持って取り組みにあたるよう評価や研修を通じて、職員の資質を向上させます。

(1)職員の意識改革

- ・ 職員提案制度など、職員の意欲を高める仕組みの導入や研修等を通じ て職員の意識改革を行います。
- ・ 始業前にミーティングを行うなど、職員間における情報の共有化を強 化し、常に様々な情報を得ることで職員の意識改革を行います。
- ・ 常に「町民の税金を預かり運用している」という感覚を持って業務に 取組むことで、経営感覚のある行政運営を行います。

(2) 人事評価の導入

- ・ 平成20年度から試行している人事評価について、現在行っている能力 評価を検証し、早い時期の本格的な導入を行います。
- 業績評価については研究を進めて導入を行います。

(3) 効果的な研修制度の運用

- ・ 職員のレベルに応じ、必要とされる能力を明確に示し、それに応じた 職員研修の実施を行います。
- これからの行政運営に必要不可欠なマネジメント能力や専門性を高める能力向上のための研修を効果的に活用して人材育成を行います。
- ・ 経営感覚を身に付けるため、民間企業への研修や交流などを行います。

Ⅳ 進行管理

この大綱に基づく行政改革の着実な推進を図るためには、取組みの目標を設定して成果を把握し、検証を行った上で定期的に見直す必要があることから、推進の体制を整備して進行管理を行います。

また、改革における実効性を確保するため、毎年度の進行管理にあたっては、 具体的な取組項目や実施状況の公表を行います。

V 二宮町行政改革大綱の体系図

大綱の内	容	
基本項目	個別項目	
1 効率的	(1)施設の効率的な	・既存施設の有効活用
な町施設の	運営方法の導入	・指定管理者の導入
運営		民間事業者への業務委託
		・維持管理経費の抑制
	(2)運営に充てる財	・受益者負担の適正化
	源の確保	・施設を活用した新たな料金の徴収(広告料等)
		・付加価値をつけた施設の運営
	(3)施設の集約化	・集会施設の集約化
		・施設の民間や地域への移管
2 公的サ	(1)民間事業者等へ	・民間事業者への業務委託 (施設管理を除く)
ービスへの	の委託(施設管理	
多様な担い	を除く)	
手の参画促	(2)NPO、町民ボ	・NPO、町民ボランティアの参画促進と育成
進	ランティア等の参	・高齢者のボランティアへの積極的な参画促進
	画促進	・地域コミュニティとの連携
	(3)産・学・公によ	・企業や学校との連携による効率的・効果的な事
	る連携体制の構築	業の実施
3 事業の	(1)経常的に行われ	・すでに目的を達成した事業の整理
再編・整	ている事業の見直	・一定期間が経過しても成果が明らかでない事業
理、廃止・	l	の整理
統合	(2)イベント的事業	・統合することで一層の効果が期待できる事業の
	の見直し	整理
4 財政基	(1)歳入の確保	・町税の確保
盤の強化		・受益者負担の適正化(再掲)
		・町有地の整理
		・その他、自主財源の確保
	(2)経費の削減	・経常的な運営費にかかる見直し
		債務削減に向けた研究
		・独立採算制のある経理事務の推進(特別会計)
		・職員の定員管理
	(a) H + 11) \ \text{P} \ \ \	・各種団体等への補助金の見直し
	(3)効率的な運営の	・行政評価システムの充実
	ための仕組みの充	・広域連携の強化
	実	・定年退職者など経験豊かな人材の確保

大綱の内容						
基本項目	個別項目					
5 人材育	(1)職員の意識改革	・職員の意欲と能力を活かす仕組みの導入				
成の推進		・職員間における情報の共有化				
	(2)人事評価の導入	・人事評価の本格実施				
		・業績評価の導入				
	(3)効果的な研修制	・レベルに応じて必要とされる能力の明確化				
	度の運用	・段階に応じた研修の実施				
		・管理職能力や専門性を高める研修の充実				
		・民間企業への研修及び民間との交流				